

平成23年度事務事業評価表(平成22年度振り返り)

政策名		子どもがのびのび心豊かに育つまち		施策番号・名		07 就労している保護者への子育て支援		基本事業番号・名		07-03 家庭的保育(家庭福祉員・保育室)の充実									
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (24年度に向けた方向性等)	
	事務事業名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等	特定財源に伴う一般財源		一般財源			
														事業費 (実績額) (千円)	事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等		
07-03-01	保育課 保育係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 平成22年度東久留米市保育室制度運営費補助金交付要綱 根拠法令等	対象 保育室在園児 手段・内容 東京都及び市の定める補助要綱に基づき、保育室に対して、市内の0歳から2歳の児童を持つ保護者が、就労、疾病等のため家庭で保育できないとき、管内施設及び管外施設に市内児童が入所した場合に補助支援をする。	平成22年度	3 (園)	平成22年度	177 (人)	平成22年度	未実施	11,631	1,783	13,414	24年度以降に向けた方向性: 現状維持 必要性 3 有効性 3 達成度 3 効率性 3 説明欄: 東京都は、平成13年度の認証保育所制度創設後、保育室についてより基準の高い認証保育所への移行を促進してきたが、都の全ての保育室が他事業として実施できることが確定したため、22年度をもって保育室制度を廃止した。該当するたんぼ保育室は移行に対して都の補助がある平成24年度末まで、保育室運営費補助を受けながら「定期利用保育事業」を実施することとなった。	平成22年度	5,815	説明欄: 東京都より1/2補助 平成22年度 24年度以降に向けた方向性:	必要性 有効性 達成度 効率性 所管課長 保育課 保木本 健一	説明欄:	
	保育室運営支援事業			平成21年度	3 (園)	平成21年度	170 (人)	平成21年度	未実施	12,204	1,817	14,021		平成21年度	6,102				
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成20年度	1 (園)	平成20年度	147 (人)	平成20年度	未実施	14,850	1,869		16,719	平成20年度				7,425
	事業形態			<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他()	意図	適正な環境で保育される。													
07-03-02	保育課 保育係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 平成22年度家庭福祉員制度運営費補助金交付要綱 根拠法令等	対象 就労や疾病等により家庭で保育ができない児童を持つ保護者 手段・内容 保護者が就労、疾病等のため家庭で保育できない0歳から2歳までの児童を保育する家庭福祉員に対して、都費補助要綱及び市補助要綱により補助を行う。	平成22年度	7 (人)	平成22年度	348 (人)	平成22年度	43 (人)	35,411	1,783	37,194	24年度以降に向けた方向性: 拡大 必要性 4 有効性 4 達成度 2 効率性 3 説明欄: 次世代育成支援行動計画(後期)では、待機児解消の取り組みとして、各年度1名ずつの家庭福祉員増員を掲げている。22年度では新たに1名増員することができた。また22年度より児童福祉法の改正により「家庭的保育事業(家庭福祉員)」が法律上位置づけられた。新たに始める方に対して、東京都の補助制度等を活用し、開設を支援していく。また法定化したことにより都から国庫補助事業への移行が求められる。移行に向けて、家庭的保育者の要件を満たすための研修や保育所との連携など、体制の整備を行っていく必要がある。	平成22年度	17,705	説明欄: 東京都より1/2補助 平成22年度 24年度以降に向けた方向性:	必要性 有効性 達成度 効率性 所管課長 保育課 保木本 健一	説明欄:	
	家庭福祉員運営支援事業			平成21年度	6 (人)	平成21年度	305 (人)	平成21年度	26 (人)	31,562	1,817	33,379		平成21年度	15,781				
	財源			<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成20年度	6 (人)	平成20年度	312 (人)	平成20年度	31 (人)	38,772	1,869		40,641	平成20年度				19,386
	事業形態			<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他()	意図	保育園における集団保育とは異なるサービスを選択できる。													